

第3回 カーボン・オフセットフォーラム(J-COF) 課題別ワークショップ — 議事録 —

平成20年9月25日(木) 14:40-17:00
於:ベルサール三田 Room1,2

高橋室長: 開会挨拶、課題別ワークショップにおける資料および議論の概要説明
新美座長: セッションの説明

【セッション1:カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(案)等】

環境省(吉崎): 資料1-②(情報提供ガイドライン(案)の意見募集結果)および資料1-②(情報提供ガイドライン(案))の変更点説明。特に議論いただきたい点として、募集意見のうち以下2項目を提示する。

1. 資料1-② P.2 下から5項目目:「オフセットするにあたり、事業者は全体予算をある程度確定させてからオフセットを行いたいというケースもある。一定量を超えた場合、実際はオフセットできない商品が出てくる可能性があるが、オフセット量が合計〇〇トンを超えた場合は、対象とならない等の表記を行えば販売を行っても良いのか。予算でオフセット量が確定している場合においては、販売量による変動型でも、想定量を超えない形での商品設計が必須となるのかについても明示いただきたい。」
2. 資料1-② P.6 最下項目:「オフセットする量を記載する際に、「商品・サービス1個あたりの排出量」または「商品・サービスの販売数量全体での排出量」のいずれかの明記でも良いか。カーボン・オフセット実施企業は、全体としての貢献の規模を表すために「全体量」を記載したい傾向が強いが、ガイドラインでは「商品・サービス当たりの排出量」の記載が求められているように見受けられる。両方を(または企業の求める全体量に加えて、個別の排出量も)表示する必要があると企業秘密である販売数量が表面化してしまうため、カーボン・オフセットの普及促進のためには、いずれかの記載でも可能にしたほうが良いと考えられる。」

原委員: 事前に事務局から宿題がきていたので、回答ということで話をしたい。情報提供ガイドライン(案)のP.22「(a) オフセット料金を消費者が負担する場合」の部分について事務局から確認してほしいとのコメントがきていたが、「インターネット等の通信販売に際しては特定商取引法を踏まえた記載を行い、クレジットが取得でき

なかった場合のリスクを消費者に負わせることは避けるべき」というのは、その通りである。「その場合返金で、又は別のクレジットを調達することで」、とあるが、この「返金」の表現は微妙である。

消費者トラブルでは、「解約」等で「返金」ということはあるが、単純に返金と書くだけでは紛争の種になるところがある。どういう条件での返金なのか。つまり、全く調達できないから全部返すのか、あるいは半分は返金します、ということなのか。返金という言葉が妥当かどうかがやや気になった。回答はもちあわせていないが、もう少し違う表現がよいのではないかという印象がある。

また、環境省の説明にはなかったが、P. 26 にある証明書類への記載事項についても事務局より確認を求められていた。4 段落目、「何をオフセットしたのか明確でないものや、商品等にまったく関係しない写真や絵を入れている次のような証書は、適切な情報を提供していないだけでなく、カーボン・オフセット全体への信頼を損ねる可能性があるため改善が必要である」とあるが、商品に全く関係しないもの、というのは、環境広告では当初多くみられたスタイルである。ただ書きぶりの問題だけだが、「改善が必要」とあるが、そう書いてしまうと、すでにそういう表現がされていて改善するということになってしまうので、文章としては「避けるべきである」といった表現に書き改めたほうがすっきりするのではないか。

新美座長：返金について他の委員の方から何か意見はあるか。

武川委員：同じようなところを事務局から質問をもらっている。原委員とほぼ同じ意見である。P. 22 についてだが、記述の方向性としては異存はない。ただ、原委員と同じ部分にひっかかっている。消費者にリスクを負担させることは避けるべき、それはその通りである。その場合の措置として、その前の部分だが、まさにリスク負担を避けるためにも、契約内容の明示が必要である。リスクを負担させるよ、というのを契約の中に書いてある場合と、ない場合はそもそも違う。ない場合は単なる債務不履行で契約解除になる。書いてある場合は、そういうリスク負担をさせるような契約は止めてください、という形でこのガイドラインが生きてくる。このように場合分けがいくつかでてきてしまう。返金がいいのか、解除がいいのか、いろいろあるが、要は、消費者にリスク負担させる可能性があることは避けるべきであるということである。結論としては皆さんの意見と変わらない。形式的な点のみである。

P. 26 についても、あまり関係のない絵や写真を載せるのは望ましくないと考えている。改善が必要なのか、避けるべきとするのかの表現の問題は、事務局にお任せするが、関係ない写真というのは関係がないのか、というのも微妙な問題である。少し関係があるがミスリーディング、ということもあるだろう。単純に関係ないからよくない、というのではなく、信頼性を損なう可能性がある場合には避けるべきなのでは。商品サービスの全体の趣旨に照らして、やっていけないものはそもそもやってはいけない。木の写真、風車の写真がいけない、ということでもない。委縮

効果を生まないように、かつ不適切なものは排除できるように、という両面からの配慮が必要なのでは。

新美座長：紛らわしい表示は避けるという点では両者の意見は一致している。

前者の問題は、クレジットの調達ができなかった場合の対応については、法律上の議論になるが、調達しますということで商品となっているのだから、調達するという義務があるのは明らか。武川委員の言うようにできなければ債務不履行。帰責事由がなければ免責される。基本的には調達すべき。しかし、帰責事由がないといきにするか、というのがその後の問題。そのとき、リスクは消費者に負わせてはいけないので、不可抗力がない、あるいは帰責事由がないとき、そのリスクは事業者で負担するとして、その対応として返金なのか、類似の VER の取得なのか、ということになる。これも調達義務ということからすると、当事者の意思解釈では、基本的には類似のものができのならば調達すべき、となるだろう。それができなければ最後の手段として返金。しかし、コストからいってそれが事業者にとって合理的な処理か。不可抗力の場合のリスクの負担（コスト）としては大きくなってしまふ。

これは段階を追った議論となると思われるが、慎重な検討を行い、最終案にはこのような方向性でまとめていくということで、異論はないか。

武川委員・原委員：異論はない。

新美座長：環境省から指摘のある点を優先的に議論いただきたい。P.2の下から5つ目の項目（上記1.）について意見はあるか。消費者の観点からみたら、とんでもない、ということになると思うが。

麴谷委員：消費者（ユーザー）の視点に立てば、基本的にはオフセット付きの商品を購入しているので、結果として何らかの対応をしなければ消費者としても納得できない。類似のものを確保すべきであると考えます。

武川委員：これは反対するわけではないが、ガイドラインの位置づけとも絡むが、オフセットという意味ではこういったものは避けるべき。一方で、FAQにも書いてあるが、コーラ1本あたり1キロついてくる、というのをオフセットと呼ぶのかそうでないのかと同じ議論である。

オフセットのなかにもしっかりしたものと、その周辺領域のややゆるやかなものがあるのだとすれば、後者はやや寄付のような、なんとなく地球に良いことをしている、という周辺領域の部類にはいつてくることになると思うが、こうした寄付的なものにオフセットという用語をつかってもよいのか、という問題に帰着する。どう考えたらよいか。

吉崎：一つの商品にOKg とついているものについては、購入者の日常生活にからでてくる排出量をオフセットしているという説明があるものはオフセットと呼ぼう、そうでないものは京都議定書達成のための単なる寄付であって、オフセットではない、と

理解している。

この議論してもらっている論点については、オフセット商品という触れ込みで販売している。対象活動も、排出量も明記。しかし、販売量の集計の結果、(調達したクレジットでオフセットできる販売商品の)一定量を超えている場合、それ以上はオフセットできない、ということを事前に説明してさえいればいいのかどうか、という問題かと思われる。

大島委員：さきほど新美座長が、P.22のクレジット調達できなかった場合のリスク対応についてまとめてくださったが、結果的にこの話は、今議論している、意見募集結果のP.2の検討課題(上記1.)と関係している。P.22「返金」という言葉を持ち出したのは私である。原委員、武川委員および新美座長の話を引きいて、意見させていただく。確かに「返金」はいいすぎかもしれないが、これはいわゆる結果論である。対応方法としてP.22にある「返金」と「代替クレジットの調達」ということを提案させてもらったが、ここまでの記載を提案したひとつの理由とも関係するが、ここにいる方々がお客様対応と、消費者の視点をどこまで熟知しているのか、という点への疑問がある。

特にプロバイダーがなんらかの理由クレジットを調達できなくなってしまい、オフセット代金として支払われた金額が預かり金としてなった場合の担保が一番重要である。さっきのコーラの話で言うと、数円の話。新見座長からは、それは事業者がコストをかけてまでやる話か、というご意見もあったが、スーパーで、もし1点1点、全部オフセット含みで価格を払っているとしたら、結構な額になる。一生活者の視点としてみたときに。

契約解除という言葉をつかうのか、解約なのか、という言葉を使うことによって対応方法も変わってくるが、これは毎日の生活するためのコストなので、正直言うと馬鹿にならない。そうになってしまうと、せっかく良い情報提供ガイドラインなのに、消費者に誤った形で認知されてしまい、クレームが生じてしまう可能性がある。あるいは脱法行為が横行してしまうことが最大のリスクかと考えている。

意見募集結果のP.2の検討課題(上記1.)で、思っていたより売れ行きがよかった、予算をとってなかったというのはわかるが、実質オフセット付きで、実質消費者に価格を上乗せしているのだから、ありえない。事業者業務としては負担がふえるので、処理としてはコストはかかるが、実質消費者に価格を上乗せしているのなら、その価格で回収できているはずである。オフセットする最低のコストはここで賄える、というのが原則論だと考えている。よって、本来、この質問はあってはいけないのでは、と考えている。

一方、市場在庫が残ってしまった場合、在庫として残ってしまうので、LCA的にもよろしくない。そのロスをどうするのか、それをどうするのか、というのを業務改善でどう吸収していくのか、というのが、仕組みとして改善していかなければならな

いと考えている。

書きぶりとしては、新見先生がまとめていただいた後で恐縮だが、意見募集結果の P.2 と、情報提供ガイドライン本文の P.22 は、実際のケーススタディで行くと、文言を調整する必要があると考えている。

新美座長：他にご意見あるか。

山本委員：今の意見募集結果の P.2 の課題だが、これは逆の視点からみると、全体の数量を販売の予定数量をきめて、その予算をとってオフセットする、として、オフセットの認証にもかかわるのかもしれないが、本当にそれだけの量をオフセットしたのか、という点もしっかり確認しないといけない。同じような商品を買っていて、どこからどこまでがオフセットで、オフセットでない、とどうやったら識別できるのか、という難しい問題にあたる。グロスでそのものをとらえたときに、連続性のあるものなので、非常に難しいと考えている。本点は、問題提起として提示したい。

新美座長：今後も議論する機会があるので、残りのテーマとして、意見募集結果の P.6 の最下項目（上記2.）について、論点を移したい。

さきほどの例で言うと、この種類のコーラ全体で〇百トンという言い方でいいのか。しかし、これは1本しか売れなかったら、それで VER を買ってくるつもりなのか。ビジネスとしてどうなのか、想像がつかないが。

武川委員：新美座長指摘のように、たとえ1本しか売れなくてもオフセットするのなら、それはそれでいいのでは。これを禁じる理由はないのでは。一方で、指摘のように、百万個分の製造に伴う CO2 を売れた商品で按分する、というのであればそれはそれで問題がでてくる。

寄付のようになるのか。多少地球にいいことをしている、ということになるのか。この質問の書きぶりからしては、全部やる、ということかと理解していたが。

新美座長：そういう趣旨であれば理解できなくもない、ということか。売れても売れなくてもやる、という。寄付に近いものか。

吉崎：もともと情報提供ガイドラインでは、オフセット料金を払うからには対象となるオフセットの量を記載してください、と書いている。

この質問の解釈の問題だが、商品そのものに「トータルで〇トンオフセットします」、とかくのか、商品には「オフセットします」という以外何も書かず、事後に結果として〇トンと報告する、PR の一種と使いたいという主張かもしれない。そう解釈している。

新美座長：そうすると、ますますオフセットという観点から離れると思うが。

大島委員：オフセットの量は1つ単位で出しても大丈夫だと思ったのだが、ここに書いてある「企業秘密」のところは、量のところは誰がオフセットしたいのか、ということがある。使用段階なのか、製造工程から消費までという LCA のなかの、どこの段階を含んで商品に表記するかによって、数字の出方が変わる。LCA のバウンダリの間

題と書いていることは、1つ当たりの排出量が製造時のものとして、メーカーが販売数で掛け算すると当該商品の製造時負荷量がわかってしまうのでそれが嫌だ、ということかと思ったが、そこは逆に、たとえば1つのボールペンの何に対するオフセットとして量をだします、ということがきちんと書いてあると、企業秘密のところまでは抵触しないのでは、と考えているが。

仲尾委員：一番重要なのは、売ろうとしている活動量から出てくる CO2 がどれだけクレジットでオフセットされたか、という割合が消費者にはっきり伝わることである。全体の量を出す場合は、全体の量のどれだけの CO2 がでました、それに対してクレジットをこれだけ購入して、オフセットとしたという表示になるし、1本当たりであれば、1本製造するのにこれだけ排出します、これに対して1本あたりこれだけのクレジットでオフセットします、という表示になるのでは。

そうでないと、1本これだけの排出量があります、一方で全体でこれだけのクレジットを買う、となると、1本あたりのどれだけの CO2 をオフセットしたのか消費者はわからなくなってしまうのでは。

新美座長：消費者に購入クレジットの全体量のみを表示するときは、オフセットするとはいわない、ということか。

仲尾委員：1本当たり、CO2 がこれだけ出ます、という時は、それに対してどれだけ分のオフセットする、ということを知らせることが必要なのでは。購入したクレジットの全体量のみを表示する場合に、オフセットすると言うのは適切ではないと考える。

新美座長：確認であった。

情報提供ガイドについての議論は以上としたい。

<FAQ 及び算定方法ガイドライン 意見募集結果>

新美座長：FAQ と算定ガイドラインについて事務局より意見募集結果の説明を行ってほしい。

事務局（竹田）：資料 2-①、資料 2-② 算定ガイド、資料 5-①、資料 5-② FAQ について説明。

新美座長：報告ということだが、委員よりコメントがあればお願いしたい。

山本委員：P. 5 で、保守的な値、と説明されたが、保守的とはなにか、というのを例示でも記載してもらった方が良い。固有データに誤差がある、というのは、たとえば「不確かさ」といった言葉にしたほうがいいのではないか。

新美座長：保守的は conservative の訳かと思うが、あまり翻訳でも使わない。訳の問題として検討しておいていただきたい。

それでは第2セッションにうつりたい。

【セッション2：カーボン・オフセットに対する第三者認証期間による認証基準（素案）】

事務局（永村）：資料説明

新美座長：ただいまの認証基準素案について、意見を欲しい。

仲尾委員：確認だが、P.3のところ、いちばん上の部分で、一部を第三者に委託している場合とあるが、プロバイダーのことを指しているのか。

また、P.4で、類型II（自己活動オフセット（不特定多数を対象））がでてくるが、これは別途認証基準を設けるとあるが、品質マークも今考えられているが、そうすると、品質マークも具体的に違うものを付与することまで考えているのか。

最後に、事前認証と事後確認時とあるが、事前認証して、事後確認でだめだとされた場合、どうするのか。

永村：1点目、いわゆるオフセット・プロバイダーも入ってくる。ただし、ある会社がオフセット商品・サービスを提供する際に、サービスの提供の一部を第三者に委託している場合、その委託している部分での排出量の認識等も含めて認証の対象とすることがありうる、ということで、プロバイダーに限定されているわけではない。

マークを別にするかどうかは次のセッションの議題になっているので、そちらに譲りたい。

事前認証しても、事後確認の段階でだめである場合は、基本的に認証取消しとなる。

山本委員：第三者認証機関による、と書いてあるが、第三者認証機関とはなにか。

環境省（吉崎）：まだ具体的にどこが、というわけでもないが、8月5日に開催された前回の課題別ワークショップでも同様の趣旨の質問をうけており、ISO等の認証機関を想定していると返答させていただいている。こういった条件が必要かということについてはおって検討していきたい。

新美座長：順次検討していくということか。

明日香委員：削減努力の実施を認証するということだが、客観的に判断するのは難しいと考えている。認証機関も困るのでは。ただ、法令順守であればよいということであれば、それはあたりまえといえばあたりまえ。それをどこまでプラスアルファするかというのは、実際問題困るのでは。

どういったときに返金するのか、という話につながるが、P.15の認証基準で、「②オフセット量と調達したクレジットの対応付けが適切であること」の項目の一番下の「・」の部分に、「クレジットの種類は同一であること」とあるが、どこまでが同一なのか。先ほどは同一という言葉はなかった。同一とはなにか。同じCERだったらCERなのか、消費者が同一と考えるかは別の視点なのかとも思うが。

永村：感想とご意見をいただいたが、感想については、確かに削減努力の評価は難しい。しかし、現時点ではあまり厳しくしていない。一般的にみて削減努力といえるものを行っていると言えるのか、言えないのかという程度で、それが業界標準で優れているかどうかということではない。今後見直しはあるかと考えるが。

CERならCER、VERならVERのように、その範囲で同一、ということを現時点では

想定している。

新美座長：種類はどういう意味で同一なのかは明示しておく必要がある。いろいろなカテゴリーがある。

山本委員：P. 15 の「③ クレジットの無効化の方法が適切であること」とあるが、無効化がクレジットの償却または取消、とあるが、償却なのか、取消なのかは、明確にしておいたほうがいいのでは。かならず登録簿を使う、など、どういうやりかたが償却、取消なのか、という視点である。

それから、P. 10 上部に「地球温暖化対策推進法、エネルギー使用の合理化に関する法律、自治体が制定する地球温暖化対策に関連する条例で求められている取組が遵守されていること」とあり、温室効果ガスに関連する法律だけが書かれているが、はたして他の法律は守らなくてもよいのか、というような疑問もわく。どこまで遵守を考えるのか。しかも罰則の対象となっていない、ということについて、罰則が何なのか、は、明確にしておいたほうがいいのではないか。

また、たとえば自己活動のオフセットする場合は、情報提供ガイドラインの方で、事前に計画をする際に、事前の計画でも削減努力をするというのが一応書かれていたかと考えているが、それはこのなかではどのように反映されているのか。

永村：1 点目、無効化の方法について明確にすべき、というのは、京都クレジットは書けるが、VER を使った場合は、それをどうするのかは、VER のレジストリをどうするかにかかわってくるので、現時点では書けないのではないかと考えている。CER だけ、部分的にであっても書くことに意義があるのであれば記載することもあるのかもしれないが、検討させていただきたい。

2 番目については、カーボン・オフセットの取組自体が、温暖化対策という観点で、こういう説明をしているんですよ、ということをお願いという前提があって認証を受ける、ということなので、前提として温暖化対策上よろしくないものになっていないかどうかを対で確認したい、ということである。その他関係法令ということで、温暖化対策以外の他の法令にまで法令遵守の範囲を広げることもあり得るのかもしれないが、あまり拡大解釈しすぎないほうがいいのでは、という判断でこのような記載となっている。

罰則については、法律上罰則として定められている措置のことなので、温対法の違反であれば過料、省エネ法の違反であれば罰金（50 万円から 100 万円）がはいっている。

自己活動オフセットについて、

は、計画すべきものかとは思いますが、基準には入れていない。たとえば商品・サービスについても計画してみるべきだ、ということもあるが、現段階でそこまで見るのは、厳しすぎるのではないかと、ということもある。削減ということと、排出量の認識と直接結

び付いていなくても、それぞれを認証してはどうか、という視点である。後々厳しくしていくことにはなるだろうが。山本委員の指摘のように、計画的にストーリーが完結しているのが望ましいが、そこまで求めるのは現時点では厳しすぎるのではないか、ということである。

原委員：P. 10、削減努力の実施ということで、認証区分ごとの補足事項とあるが、この一番下のところに、「省エネ性能等、商品特性が排出量と密接に係る機器について、その商品特性において景品表示法違反の排除命令を受けていないこと」、とあるが、当然のことなので、書かなくともよいのではないか。それから、P. 16 の情報提供についての囲みの中に、認証基準として①で情報提供ガイドラインに則った情報提供とあり、3種類のマルについてすべて記載している場合に合格とあるが、一重のマルは任意で記載されることが望ましい事項であって、これは流動的な事項なので、それをすべて記載している場合に合格、という風にくくってしまっているのか、また、合格という表現でよいのか。合格の要件というのが、ガイドラインに即した適切な記載であること、とあるが、この「適切な」というのはどう判断するのか。これは現基準では読み取れない。何らかのことが書いてあれば、それで合格と読めてしまうような気もする。基準の適合性を判断する他の仕組みというか、手法を考えていただきたい。

永村：1 点目、景表法のような話は当然ではないか、というのは、当然である。しかし、認証基準ではどういう条件を満たしていたら認証されて、ということを示すものなので、たとえば排除命令等を受けていながら申請してきた場合は、これは不適切、不合格なのです、ということを明確に言うために入れているということもある。

実際問題として、省エネ性能を謳っているものは、温対法の観点からも入れたい、というニーズがあるのだろう、ということで、あらかじめ入れている。

また情報提供ガイドラインの任意の記載事項について、たしかに任意は全部入れなくてもよいのでは、ということはあるのかもしれないが、認証されるからには、基本的には情報提供ガイドラインを満たしてほしい、ということで入れている。

また合格とするという表現が適切かどうか、ということについては検討させてもらいたい。しかし、情報提供ガイドラインに即したもの、というのは確かにあいまいな表現かもしれないので検討させてもらいたい。しかし、適切かそうでないかは、1 件 1 件みないとわからないため、ある程度幅のある書き方はせざるを得ないのではと考えている。

原委員：1 点、P. 10 の景表法の話は、商品特性において、景表法に違反しないこと、という書き方にするとということも考えられるのでは。排除命令を受けていたら、それは非常に重いことなので、実際には事業者もそういう場合は言っていないのではないかと。

永村：実際に基準運用の際には、誰がどう判断するか、ということが問題になる。そうで

あるべきだとは私も思うが、違反しているかいないかは、誰でもわかる。スタート地点としては、こういうことも考えているというメッセージを伝えたい、こうしたことも入れてはどうかという趣旨である。

武川委員：今の発言は、運用する側の立場から、明確でないと困るという発言でそれはわかるが、一方で、情報提供ガイドにしたがっているかどうか、というところについてはある程度規範的要件、つまり適切かどうかをみるということがはいつているのは、なかなか難しいな、という感想である。

その観点で問題提起したいのは、情報提供のガイドのP. 16の黒丸についてである。「関連法令に配慮して」というところは、必ずこれを記載しなさい、ということだけでないものも含まれている。資料1-①の、例えばP. 11に表が掲載されている。ここで黒丸になっているもの、これをすべて書かないと景表法違反かという、そうではないと考えている。商品サービスの特性によっては書かないといけないこともあるが、ガイドライン自体が、こうした慎重な書きぶりをしてしていると理解している。認証基準のほうも、記載すべき事項、とあるものも、このガイドラインだけでは一義的に分らない。そこも含めて、最終的には認証機関でさじ加減で決めざるを得ないところが入ってくるのではないかと、思っている。

新美座長：今の部分は今後の詰めていくべき論点として承りたい。

明日香委員：P. 8で、排出量の認識のバウンダリについて、議論しきったか、あるいはこれからということなのかもしれないが、認証機関がバウンダリをある程度こうだ、と判定するのか、それともある程度出てきたバウンダリを所与のものとして、そのなかの算定方法、算定結果が正しいよ、ということを見ればいいのか。

前者ならそれはそれでどう判断すればよいか困るようなケースも出てくるのだろうと思われるが、算定方法ガイドラインを細かくするのか、そこはやりながら考えるのか。

永村：基本的には後者。バウンダリは原則自由。そういつつも、不合理な設定な仕方をしないで、とここでは言っている。バウンダリとオフセット対象が全く違うものを持ってきてもだめだ、ということをやっている。不合理でないかどうかを判定する。不合理でない場合は、そのバウンダリ内で算定を判定する。

明日香委員：不合理かどうかは第三者認証機関が判定するのか。

永村：そうである。

山本委員：先ほどの質問と関連するが、グロスで商品を見て、オフセットしたのを見るときに、バウンダリという考え方は非常に重要。時間的な範囲とか。そういうことを考えると、ある程度指針を示しておかないと、妥当なものかどうかというのは、非常にぶれてしまう。ある程度の指針は示したほうがいいのではないかと。

新美座長：それは当初の案とかなり異なるので、意見の参考として、すぐに答えがでるものではないので、事務局で揉んでみてほしい。

会場からの質問について回答したい。

事務局（加藤）：資料3のP.9の、「削減努力の実施」について質問をもらっている。法令順守となっているが、事業者の規模が小さくて、法令の対象とならないときはどうするのかという質問。今の基準では、認証基準の2で計画をつくってもらう、自分で宣言してもらう、ということはどう Verify するのかということは問題になるかもしれないが、事業規模の差で、ハードルが実質上高かったり、低かったりということは今の設計ではあり得るだろう。課題として今後も検討したい。

削減努力についても意見をいただいている。「削減努力が必須とされている点で理解できない。排出量を正確にかつ網羅的に計上し、それを埋め合わせるだけのオフセット量の調達ができていれば、定量的検証の目的は達成されるはずです。定性的な判断要件は、実際の認証実務上の問題になりますし、例えばISO14001の取得が判断要件になると、事実上その取得が義務付けられ門戸を狭めることになるため、定性的要件は設けないのが適切ではないかと思えます」という質問だが、意見として今後の議論の参考とさせていただきたい。ちなみにISO14001というのはあくまで例であり、必ずしもその取得が要件であるということではない、ということはお伝えしておきたい。

あともうひとつ、「認証区分について、自己活動オフセットの（不特定多数）の認証マークの申請主体は誰か」という質問がある。これはたとえば商品とオフセットのクレジットをつけたメーカーが主体となるか、それを買った消費者が主体となるか、という問題だが、今の制度の建て付けではメーカーが主体となるということを想定している。その場合はそもそも一番初めのカテゴリー、Iの商品・サービスとかわらないのでは、と、指摘されているが、ひとつ指摘するのであれば、排出をする側と、オフセットする側が異なるという点であるが、それは現在の指針の定義に合わせた整理を行うと、このような区分になる。

最後に、提案として、「不特定多数を対象とする自己活動オフセットは、名前が紛らわしい。オフセット支援、支援オフセットと読んでいくほうが適当ではないか」という意見があった。事務局にて参考とさせていただきたい。

新美座長：貴重なご意見をたまわり感謝する。本日はあくまで素案なので、委員、フロアからの意見を踏まえて、次回の議論に反映させたい。

【第3セッション：市場流通型カーボン・オフセットに関する品質マーク制度のあり方について（骨子とその論点）】

事務局（竹田）：資料の説明

新美座長：本日は論点として主のものをあげてもらったが、それ以外にとりあげるものがあるかどうか、そのほか調べておくべき資料等あったらご指摘いただきたい。

谷村委員：品質マークは誰が付与するのか。

吉崎：そちらについても認証基準の第三者認証機関の基準と合わせて、現在検討中である。

谷村委員：先ほどから第三者認証機関の認証機関という議論だが、なぜこれが品質マークという言葉が用いられているのか

竹田：ここで言い方を変えたのは、認証はハンコを押すか、押さないか、ということだとおもうが、そのハンコ自体に何をつけるのか、について議論があるということではないか。

谷村委員：ということは、認証基準と品質マークは直接的に関係するのか。

竹田：そうである。例えば P.4 では、認証基準を満たしたマークですよ、ということを示すものを例示している。

新美座長：そういう意味では、認証マークといってもいい。認証機関が認証したものをマークで示すということである。

仲尾委員：今の質問は、スキーム全体の絵が見えないことから出てくる質問と思われる。そのスキームを示してもらったほうがいいと考える。

また、ラベルの有効期限を示してほしい。それはオフセットをやめた時点で貼るのか、貼らないのか。マークの有効期間を考えておいたほうがいいと考える。

新美座長：貴重な指摘として承りたい。

大島委員：P.4の品質マーク制度構築にあたっての留意点。この書きぶりはよく理解できる。下から3つめで、タイプIの全体、ライフサイクルの全体を考慮していないよ、という話があるが、これは資料の枠組みのなかで、たとえばFSC（Forest Stewardship Council、森林管理協議会）の認証やMSC（Marine Stewardship Council、海洋管理協議会）の認証はこれにあたる。そのところをすこし情報として盛り込んでおくといいのか、と考える。

新美座長：会場からのご意見があれば。

事務局（加藤）：この論点についてはご意見はいただいていない。

谷村委員：P.5、環境表示ガイドラインの要求事項をなぜここで取り上げているのか。

竹田：タイプIIの事業者が勝手にマークをつけられるもの、それをつけるときにはいろいろ事業者が注意すべきことが環境表示ガイドラインに記載されていたので、念のためということであげている。

先ほどの、情報提供ガイドラインのセッションで議論していただいたように、まぎらわしい樹の絵をつけたりするのと同じ意味合いで、タイプIIの場合勝手につけられるものなので、そういったことをしないように、ということで、シンボルマークの付け方については、環境表示ガイドラインより推奨事項ということで、記載している。

麴谷委員：方向性の質問だが、オフセットつきの商品がすでに出ている。類似するマークが出されている。ここで議論するマークとの既存マークとの調整はどう考えているのか。

竹田：論点として追加する。

麴谷委員：遡るが、第三者認証機関の設置については信頼性担保の観点から賛成。しかし、審査機関が何をどういうタイミングで審査するのかが不明確。また、審査される側からすれば、オフセットする製品サービスはたようであり、審査内容もさることながら、申請・審査方法も検討する必要がある。

申請する側からすれば、どのタイミングで認証されるのかという記載がないのか。

竹田：先ほどの仲尾委員の指摘も含めて、検討したい。

新美座長：タイムスケジュール的なものは、出せるものは出した方がよい。

事務局（加藤）：フロアーより意見が二つほどある。認証機関のスキームについて、これは今後の議論となるかと思われるが、認証機関はどのように認証を行うのか。その中身として、認証報告書などの発行を行うのか、という話があるが、これは今後の設計の議論・論点と考えている。

それから、品質マークにおいて排出量算定の正確性をみなくてもいいのか、ということがでている。今後の課題とさせていただきたい。

新美座長：とりあえずは論点出し、ということが今回の議論の趣旨なので、ラベリングについては次回に素案を提示して、ご議論いただくということになっている。

【事務局からのお知らせ】

- ・ 次回は 10 月 21 日を予定

以上